

---

マネーローンダリング・反社取引防止講座

---

最新情報

# 金融庁ガイドライン対応 マネロン・テロ資金 供与防止対策

金融庁から公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（金融庁ガイドライン）」が、2018年2月6日より適用開始された。本ガイドラインでは、マネロン対策としてリスクベース・アプローチを当然に実施していくべき事項として明示するなど、金融機関にとって態勢整備に際しての新たな指針となるものである。本ガイドラインの概要とともに、金融機関の運用上の留意点を以下解説する。

## 1 金融庁ガイドラインの概要

2018年2月6日、金融庁は「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（本稿では「金融庁ガイドライン」という）を公表した（同日より関連監督指針とともに適用）。これは、F A T F（金融活動作業部会）第4次対日審査を2019年に控え、銀行を含む金融機関全体のマネー・ローンダリング／テロ資金供与防止対策（以下、「AML／C F T：Anti-Money Laundering/Countering the Finance of Terrorism」という）について、同審査にも対応できる態勢強化を目指したものである。

以下では、同審査を見据えて本邦金融機関が対応・強化すべき指針とされる本ガイドラインの概要及びこれに基づくAML／C F T態勢強化のためのポイントについて、営業店等におけるいくつかの実例も紹介しながら解説する。

### （1）F A T F 第4次対日審査対応のための包括的なガイドライン

金融庁ガイドラインは、F A T F勧告で求められているリスクベースに基づくマネー・ローンダリング／テロ資金供与防止対策（以下、AML／C F T対策）に関して、管理態勢、業界団体や中央機関等の役割、リスクベース・アプローチの具体的な対応（リスクの特定・評価・低減など）、管理態勢とその有効性の検証・見直し（方針、手続、計画等の策定・実施・検証・見直し（P D C A）、経営陣の関与・理解、経営管理（三つの防衛線等）、グループベースの管理態勢、職員の確保・育成、金融庁によるモニタリング、官民連携などの内容となっている。

特に、F A T F第4次対日審査においては、リスクベースに基づくAML／C F T対策について、リスクの特定、評価、低減措置、疑わしい取引の届出等

に関して、選定された金融機関がどの程度有効性のある対応が取られているかについてFATF審査団によるインタビュー等が実施されることとなっている。

本ガイドラインは、本邦のAML法である犯罪収益移転防止法（犯収法）及びCFT法である外国為替及び外国貿易法（外為法）で定められている規定はもとより、FATF第4次勧告や審査のメソドロジー（審査の手法・手順）をはじめ、銀行に特化したAML／CFTガイドラインであるバーゼル銀行監督委員会（BCBS）が公表している「資金洗浄及びテロ資金供与に係るリスクの適切な管理」（本稿では「BCBSガイドライン」という）で求められている内容も考慮して態勢強化のあるべき姿を示したものとなっている。

その意味では、様々な国際基準を取り込んだものであり、特にこの分野で劣後しているとみられている本邦中小金融機関の目標レベルを示している包括的なガイドラインと考えられよう。

## （2）具体的な対応が明示されたガイドライン

グローバルなシステム上、重要な銀行（G-SIBs）と本邦中小金融機関のAML／CFT態勢の相違点は、最終的には金融機関に裁量を委ねられているマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（本稿では「ML／TF」という）に係るリスクアセスメント、リスク評価書、リスクのある顧客や取引に対する具体的な対応内容（顧客の受入れに関する方針、取引モニタリングやフィルタリング手法）、また、これらを効果的・効率的に対応するための全行的な内部管理態勢やITシステムを活用してどこまできめ細かく対応しているかであろう。

本ガイドラインは、これらの点について、「対応が求められる事項」に加えて、「対応が期待される事項」及び「先進的な取組み事例」を例示するとともに、FATFやBCBSなどの国際基準を参考にどのようなAML／CFT態勢を整備していくべきかについて、分かりやすく示されている。

以下は、本ガイドラインの中から、リスクベース・アプローチ（「リスクアセスメント及びリスク評価書」、「取引モニタリング／フィルタリング」、「来日外国人」、「コルレス先管理」、「国・地域のリスク」、「法人の実質的支配者」、「顧客の受入れに関する方針」、「顧客管理とITシステム」）及び内部管理態勢（「三つの防衛線」、「グループベースの管理態勢」、「職員の確保・育成等」）を

中心に、関係するBCBSガイドラインも参考に解説する。

## 2 リスクベース・アプローチ

### (1) リスクアセスメント及びリスク評価書

リスクベース・アプローチによるAML／CFT対策をより効果的に行うためには、各々の金融機関がどのような国・地域でどのような業務やサービスを行い、顧客や取引がどのようなML／TFリスクを内在しているかについて、包括的に、またより具体的に特定（把握）・評価しておくことが必須である。

現行の収税法においては、その評価結果を「特定事業者作成書面」（本稿では「リスク評価書」という）として作成することとされており、同評価を行うためには国家公安委員会が年次で作成・公表している「犯罪収益移転危険度調査書」を活用することも規定されている。

したがって、リスクアセスメント及びリスク評価書を実施・作成するには、基本的には本調査書をベースに、また、海外拠点（海外支店・現地法人）がある場合には、所在国当局が実施したML／TFリスク評価（National Risk Assessment）も参考に、各々の金融機関が規模・特性等を踏まえつつ、包括的により具体的に作成することが基本となろう。

例えば、預金取扱金融機関であれば、図表1のような「商品・サービス」、「取引形態」、「国・地域」及び「顧客属性」について、図表2のような業務内容や取引実態、疑わしい取引の届出状況を把握した上で実施・作成することが考えられる。

なお、「リスク評価書」には、それぞれのリスク項目に対する特定・評価までを記載する場合もあるが、さらに、それぞれの評価項目に対するリスク低減策まで記載することで、金融機関全体としてリスク・コントロール状況等を容易に把握・管理することが可能となろう。また「リスク評価書」では、それぞれの評価項目の「固有リスク」、「リスク低減策」、「残余リスク」なども指標で評価（四段階評価や三段階評価など）することにより、金融機関全体のリスクの程度、対策の適切性、対応が不足している事項等を数値で把握することも有用であろう。

■図表1 国の調査書ベースのリスク項目

<p>(商品・サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>預貯金口座</li> <li>預金取引</li> <li>内国為替取引</li> <li>貸金庫</li> <li>手形・小切手</li> <li>その他</li> </ul>
<p>(取引形態)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非対面取引</li> <li>現金取引</li> <li>外国との取引 (コルレス契約) (来日外国人)</li> </ul>
<p>(国・地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北朝鮮・イラン (F A T F改善途上国) (制裁対象関係国)</li> </ul>
<p>(顧客属性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>反社会的勢力(暴力団等)</li> <li>国際テロリスト(イスラム過激派等)</li> <li>非居住者</li> <li>外国の重要な公的地位を有する者(P E P s)</li> <li>実質的支配者が不透明な法人 (来日外国人:顧客属性で把握する場合) (特殊詐欺等犯罪者)</li> </ul>

(注) 一部加筆している項目がある。

■図表2 金融機関の業務内容やリスクの把握例

<p>1. 金融機関の業務内容等全体像の把握例(地域・支店に特化したリスクを把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶商品・サービス内容</li> <li>▶支店網(地域的な特徴など)</li> <li>▶預金口座数(法人・個人、非居住者、居住外国人の区分など(可能であれば業種など))</li> <li>▶内国為替取引(件数、金額)、貸金庫</li> <li>▶外国為替取引(仕向・被仕向、リスクのある国・地域との取引の有無、件数・金額など)</li> <li>▶来日外国人(留学生・研修生、労働者などの仕向・被仕向)の仕向・被仕向送金など</li> <li>▶貿易(輸出入商品、取引国)</li> <li>▶外貨両替(国際空港・港湾周辺に集中した取引や仲介業者取引など)</li> <li>▶ネット取引内容、電子マネーの取扱など</li> <li>▶コルレス契約先数(国・地域別)</li> <li>▶海外支店・現地法人は所在国のNational Risk Assessmentを参考にリスク評価を実施</li> </ul> <p>2. 疑わしい取引の届出事案の分析概要(過去3年程度:地域別・支店別・要因別)</p> <p>3. リスク評価に応じた軽減措置(高リスク顧客や取引などの対応状況、取引モニタリングのシナリオ設定など)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクの低減策については、それぞれのリスクのある「商品・サービス」、「取引形態」、「国・地域」及び「顧客属性」について、個々の低減措置（リスクに応じた顧客管理措置、取引モニタリングの閾値やシナリオの設定、フィルタリングの基となる反社会的勢力、制裁対象者、詐欺等の犯罪者などのいわゆるブラックリストの妥当性、検知・処理状況）をより具体的に策定することが重要であろう。

また、金融機関の全体的なリスク評価結果や低減策等が見える形にしておくことも（一覧性のあるリスクマップの作成も有用）、随時のリスク評価の見直し・強化や新たなマネロン事例に対する迅速な対応（営業店指導、通達の発出、研修や内部監査項目の設定など）を図る上でも有用となろう。

なお、このようなリスクアセスメントの実施及び「リスク評価書」の作成にあたっては、金融機関全体として対応する必要があることから、関係する部署の情報を一元的に集約して対応するとともに、経営陣の主体的・積極的な関与及び行内の関係する部署の連携・協働が求められよう。

## （２）取引モニタリング／フィルタリング

リスク低減措置の一つとして、取引モニタリング及びフィルタリングの対応は重要である。

取引モニタリングは一般的には多額・頻繁取引などの異例取引を検知することであるが、顧客のリスク評価に基づき、通常取引とリスクのある顧客の取引ではシナリオや閾値に差異を設けて対応しておく必要があるろう。

なお、一般的な取引モニタリングは取引後の事後対応であり、検知された取引の確認を行い、疑わしい場合には届出を行うか否か検討することとなるが、検知案件の適切な処理手順等を策定しておくことが必要である。また、敷居値やシナリオは金融機関のリスクアセスメントの結果や過去のマネロン事例を検知できるように、1本ごとのレビュー及び適切なチューニング、また、定期的・随時の見直しを行うことも必要になってこよう。

フィルタリングは一般的には、反社会的勢力、制裁対象者、詐欺等の犯罪者など、いわゆるブラックリストを用いて、顧客との新規取引を行う前、またはブラックリストが更新等された場合の既存顧客に該当する者がいるか否かをチ

■図表3 米国ニューヨーク州金融サービス局（NYDFS）の取引モニタリング／フィルタリングプログラム規則の概要及び対策

主な要件	内容	対策
リスクベースアプローチの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶具体的に「ガバナンス、データマッピング、取引のコード付け（紐付け）、検出シナリオロジック、モデル評価、データ入力、プログラム出力」を含む、「エンド・ツー・エンドにわたる導入前後でのテスト」の実施</li> <li>▶包括的リスク評価に基づいたAML取引モニタリング／OFACフィルタリングプログラムの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶行内部門の協働体制</li> <li>▶FinCEN（金融犯罪取締ネットワーク）の規制といった他の規制も同時に遵守する体制の整備</li> </ul>
データの完全性と一貫性	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶データソースの特定</li> <li>▶データ品質の妥当性の検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶データ管理プロセスの高度化</li> <li>▶ITソリューションの導入</li> </ul>
プログラムの監督と説明責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶「規則の対象となる金融機関の取締役会か、コンプライアンス担当又はリスク担当のシニアオフィサーのどちらか」が1年に1度遵守状況について宣誓する必要</li> <li>・文書をレビューしたこと</li> <li>・取引モニタリング／フィルタリングプログラムが規則を遵守していることの確認手順に従ったこと</li> <li>・プログラムが規則に準拠したものであることを確認したこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶役割の明確化</li> <li>▶有資格人材の確保</li> <li>▶エスカレーションプロセスの整備</li> </ul>

エックするものであり、フィルタリングの基となるリストやリストの更新状況、既存顧客との照合、また、フィルタリングの対象となる顧客リストなどの正確性・適切性が求められよう。同時に、取引モニタリングと同様に検知基準（氏名・名称と完全一致する場合に加え、一定の類似（合致）率による検知など）や検知案件の処理手順等を策定しておくことは必要である。

なお、取引モニタリング／フィルタリングに関しては、2017年1月、米国ニューヨーク州の金融監督当局（NYDFS）が、取引モニタリング／フィルタリングのデータの正確性や検知システムの有効性などの要件を定めた詳細な規則を策定・施行している。ニューヨーク州で業務を行っていない金融機関であっても本規則で規定されている事項について確認しておくことは有用であろう（参考までに同取引モニタリング／フィルタリング規則の概要については図表3を参照されたい）。

### (3) 来日外国人

2017年11月に国家公安委員会から公表された「犯罪収益移転危険度調査書(第3版)」では、「外国との取引」の中で「来日外国人」の事例がより詳細に記述されており(同調査書の第1版から「暴力団」、「特殊詐欺等」と並んで「来日外国人」はマネロン事犯検挙3主体のうちの一つとして明記)、留学、研修、就業等で来日する外国人については一定のリスクがあるとされ、預金口座や海外送金に係る管理を強化していくことが必要とされてきている。

なお、「来日外国人」については、リスクのある「外国との取引」の中で特定等する場合もあれば、リスクのある「顧客属性」の一つとして特定等を行う場合もあろう。

「来日外国人」に関しては、10年近く前からアフリカ系詐欺集団による主に中小金融機関にある口座への被仕向送金を利用したマネロン事例が頻発しており、また、アジア系外国人を中心に来日後に失踪する事例も多数発生するなど、これらの預金口座を利用したマネロン事例を防止するためにも、口座開設時、継続時、取引終了時(帰国時)の口座解約までの管理を強化しておくことが必要であろう。

具体的には、口座開設時の在留カードによる確認や氏名などにより外国人であると認識した場合には、留学・研修・就業先や海外送金(仕向・被仕向)の有無(ある場合には送金目的やおよその送金金額や頻度などのパターン)などの情報について可能な範囲で把握しておき(申告ベース)、継続管理中に住居が不明になった場合のATMの利用制限や取引終了時の口座解約の手続などを口座開設時に説明しておくことも必要かもしれない。

また、「来日外国人」の受入機関・事業所の受入れ担当者とも連携を強化しておくことも有効な対策となろう。

なお、「来日外国人」に限らず、一定のリスクのある顧客には取引開始時にリスク評価を行うためのチェックシート等を活用して、顧客情報をできる範囲で把握しておくことが、有効性のある顧客管理、事後モニタリングや疑わしい取引の届出の判断を行う上でも有用であろう。

また、海外送金を利用したマネロン事例をできるだけ防止する観点からは、



「来日外国人」だけではなく、通常の個人や法人の預金口座開設に係る取引時確認時において、法令で定められている職業・事業内容、取引目的の把握に加えて、海外送金（仕向・被仕向）の有無を申告させるなどの工夫も必要かもしれない。

#### （４） コルレス先管理

コルレス契約先については、2016年の犯収法改正において、その契約時に相手方がシェルバンク（実態のない架空金融機関）か否かをはじめ、AML／CF T態勢の状況を把握・確認することとされている。一般的には、「バンカーズ・アルマナックのマネー・ローンダリング防止質問書」を中心に、追加的な質問を加えて、相手方の状況を把握することとなるが、次項（５）で述べる「国・地域」のリスクの評価と同様に、相手方の所在国のリスク評価をベースにデューデリジェンスの内容や頻度（１～３年程度）に差を設けて実施していく必要がある。なお、相手方がML／TFに関係して本邦や海外当局から処分を課されたり、マネロン事例に巻き込まれたとの報道等があった場合には、事実関係や態勢整備状況等について適宜照会を行うことが必要となろう。

なお、本ガイドラインの中で、「先進的な取組み事例」として例示されているようなコルレス先を訪問して、相手方の態勢等のヒアリングや自行の態勢を説明することで、相互に理解を深めていることは効果的な方法であり、具体的には、在京外銀支店担当者への訪問や海外拠点の職員を外銀本部に訪問させることで対応するケースがみられている。

#### （５） 国・地域のリスク

「国・地域」のリスクに関しては、海外拠点（支店や現地法人）の所在国、また、主に海外送金（仕向・被仕向）に関係する国・地域の評価を行い、リスクの高低により対応する内容に差異を設ける必要がある。

なお、現在の犯収法では北朝鮮とイランがリスクの高いものとして指定されているが、これにFATFが年３回公表している改善のためのプロセスとして評価されている国・地域、また、本邦外為法や米国財務省OFAC（外国資産管理局）規制に関係する国・地域を評価・対応することが一般的である。

その中でも高リスク国は、基本的取引を行わないとの対応や、取引を行う場合には、そのエビデンスを確認するような厳格な確認を行っている金融機関もあろう。

また、先進的な取組み事例では、これらの評価に加えて国連等国際機関が公表している腐敗（汚職など）やガバナンス指数、タックスヘイブンなどの様々な情報を指数化して、国・地域別のリスク評価をきめ細かく実施している金融機関もみられる。いずれにしても、海外拠点の所在国や顧客の海外送金の関係する国・地域などについてはこうした国・地域のリスク評価を実施して、取引を行うか否か、行う場合には、どの程度の確認を行うかなどの対応をルール化しておく必要があるだろう。

## **（6）法人の実質的支配者**

法人については、ML／TFに關与する者が取引を行う場合の隠れ蓑として利用されやすいことから、その法人の支配構造や実質的支配者の確認はFATF勧告上も重要な事項となっている。

2016年施行の改正犯収法においては、25%超の議決権を有している者について、申告ベースで把握・確認することとされているが、FATF第4次勧告では法人の情報について、公的で正確かつ最新の情報により支配構造や実質的支配の把握を行うことが求められている。

現行でも、可能な限り公的書類等による確認を実施している金融機関があり、また、これに付随して法人の役員等のスクリーニングやネット・個別訪問等を活用してネガティブ情報の有無をチェックするなど、口座開設申し込みから開設まで1週間程度をかけて慎重に審査を行っているケースもみられる。

## **（7）顧客の受け入れに関する方針**

本ガイドラインでは、現行の金融庁「監督指針」と同様に、「顧客の受け入れに関する方針」を定めることが求められており、各々の金融機関が行ったリスク評価等に基づき、リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を類型的・具体的に判断することができるよう、同方針を定めることが必要となってきた。

■図表4 三つの防衛線（BCBSガイドラインの要約）

<p><b>(第一防衛線の役割)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① AML／CFT方針及び手続きの文書化・周知徹底 (業務マニュアル、手続きの策定・徹底)</li><li>② AML／CFTに係る研修の適切な(定期的)実施 (適切な研修資料、新規行員も含む職階別・担当者別研修の実施、勉強会など)</li><li>③ 疑わしい取引の届出に係る適切な判断・処理 (疑わしい取引に係る行内手続きの策定、疑わしい取引の判断の明確化)</li></ul> <p><b>(第二防衛線の役割)</b></p> <p>AML／CFT統括責任者の役割は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 自行のAML／CFT状況の監視及び対応状況の経営陣への報告、内外のAML／CFTに関する連絡窓口の役割</li><li>② 経営陣への中立的な助言の確保(利益相反の回避)</li><li>③ 経営陣等への直接報告の権限確保</li><li>④ 疑わしい取引の届出に係る責任、AML／CFT対応を行えるための経営資源の付与</li><li>⑤ 自行のAML／CFT態勢、法規制、ML／TFリスクの専門家としての知識</li></ul> <p><b>(第三防衛線の役割)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 特定リスクへの対策、方針及び手続きの妥当性、行内の方針、手続きの実施に係る効率性、モニタリング等のルールに関する監督、品質管理、研修の有効性について監査の実施方針の策定</li><li>② 上級管理者のAML／CFT監査を実施するための十分な知識</li><li>③ 自行のリスク特性と合致した監査範囲・手法の選択とリスクに応じた監査頻度の設定</li><li>④ 監査上の指摘事項に対する措置の積極的な対応・提言</li></ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

また、この策定にあたっては、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案することとされている。

つまり、リスクのある顧客や取引についてどのような対応を取るのかについて、リスク評価結果を踏まえ、リスクに応じた顧客の取引時確認の内容、取引を排除すべき顧客のスクリーニング、顧客や取引等のリスク評価、リスクに応じた取引モニタリング、追加的な確認事項、疑わしい取引の届出の判断などの具体的な手続と考えられ、主に顧客に接する第一線の担当者の具体的な事務規程という位置づけとなろう。

もちろん、顧客等への対応に関しては、既存の取引時確認や反社会的勢力への対応などの事務規程においても個別に規定されていると考えられるが、金融機関全体としてのAML／CFT対策として統一的な規定を策定しておくことは、特に第一線の営業店担当者が方針・手続・計画等具体的な対応ルールを周

知しておくためにも有用であると考えられる。

なお、「顧客の受入れに関する方針」については、BCBSガイドラインにおいても項目を設けて記述されており、図表4に概要をまとめているので参考とされたい。

## (8) 顧客管理とITシステム

顧客との取引開始時の情報に基づき顧客のリスク評価を行い、継続的な管理（取引モニタリングや厳格な顧客管理など）を行う必要があるが、先進的な事例では、口座開設に係る取引時確認時の本人特定事項（氏名・名称、住居、生年月日）のシステム入力により反社会的勢力、制裁対象者、犯罪者等のフィルタリングが自動的になされ、顧客管理事項（職業・事業内容、取引目的など）により顧客のリスク評価も自動的になされるようなITシステムを活用しているケースもある。

また、これらの処理が口座開設に係る一連の事務処理の中で自動的になされ、情報が不足している場合やリスクが高い場合には、確認すべき事項の指示がなされ、顧客のリスク評価に基づく取引モニタリングの検知にも自動的に差を設けるような対応が可能となっているようなIT化が進んだ金融機関もあろう。最近では、AML／CFTの観点も含めて顧客管理等についてITシステム（ロボティックやAIなど）を活用してどこまで自動化を推進できるかが、多くのG-SIBsが目指しているところであろう。

このような先進的な事例を参考にすると、顧客のリスク評価の精度を上げるためには、できるだけ顧客に関する情報を入手しておく必要がある。任意で入手する場合や、法人の実質的支配者の確認の項目で述べたように、ネット等で顧客周辺の情報を入手・チェックすることも必要かもしれない。なお、特定取引の中でもクレジットカードの申込みのように、通常取引時確認事項に加えて、職業（就業先や就学先）、収入状況など信用リスク審査の観点からの情報があれば、顧客のリスク評価の精度は向上することとなる。いずれにしても、顧客の協力を求めながら、どのような情報を入手するのかについて、個々の金融機関の相違工夫が求められよう。

### 3 内部管理態勢

内部管理態勢について、FATF勧告は、銀行以外の様々な特定事業者も対象としたAML/CFTの基準を示しているが、銀行に特化したBCBSガイドラインでは、様々な事項について詳細に規定されている。本稿では、金融庁ガイドラインで記載されている「三つの防衛線」、「グループベースの管理態勢」、「職員の確保・育成等」について、BCBSガイドラインを参考としながら述べる。

#### (1) 三つの防衛線

三つの防衛線については、AML/CFT対策だけではなく他のコンプライアンスやリスク管理等幅広く引用されてきているものであり、本ガイドラインでは、AML/CFT対策としてそれぞれの防衛線において対応すべき事項が明記されている。

第一線は顧客と接するフロント部署であるが、取引時確認や継続的な顧客管理（より厳格な顧客管理も含む）、リスクに応じた対応などの面で重要な役割を担っており、AML/CFTの方針・手続・計画等について、研修等を通じて十分理解しておくことが必要とされる。この観点からは、前述した「顧客の受入れに関する方針」を適切に作成しておくことは必要であろう。

第二線は第一線の業務をチェックするとともにそれを支援する役割があるが、全般的なリスクアセスメントやリスク評価書の作成、それに基づいた「顧客の受入れに関する方針」を作成することで、全般的なAML/CFTの特定・評価・低減などコントロールすべき立場にあり、統括責任者の役割・責任も明確化しておく必要がある。

また、取引モニタリング／フィルタリングの処理手順や閾値・シナリオに基づく検知状況の分析を通じたチューニング、疑わしい取引の届出の集約・判断も担っており、関係部署との連携に加え、全行的なPDCAサイクルをどのように回していくのかも重要な役割である。

第三線は、規程の準拠性の判断だけではなく、リスク評価、顧客の受入れに関する方針、各種事務規程の準拠性だけではなく、AML/CFT態勢全般の

■図表5 顧客の受入れに関する方針（BCBSガイドラインの要約）

- ①銀行は、自行のリスク評価に従って、ML／TFリスクの可能性が高い顧客を選別するための明確な「顧客の受入れに関する方針」及び手続を策定・実施
- ②銀行は、顧客の身元、職業、所得及び財産の源泉、出身国及び居住国、利用する商品・サービス、口座の性質及び目的、関連講座、事業内容その他顧客に関する指標など、その状況に関係する各種要素を考慮して、全体的なリスク水準及び適用すべき適切な措置を判断
- ③「顧客の受入れに関する方針」及び手続きは、全ての顧客に対して実施する基本的な確認とリスク水準に応じた確認が必要
- ④「顧客の受入れに関する方針」が過度に厳格な内容となり、特に経済的又は社会的に不利な立場にある人々が銀行サービスを利用できなくなることを回避
- ⑤リスクが高い場合には、銀行はより厳格な措置を実施し、リスクの軽減・管理を行う必要
- ⑥リスクが高い顧客との取引関係を開始又は継続するという決定には、上級管理者の承認を要するという確認措置
- ⑦「顧客の受入れに関する方針」における新規の取引関係を銀行が受諾しない場合、または既存の取引関係を解消する場合の定義

見直しにまで踏み込めるような監査が求められてきている。

以下、BCBSのガイドラインに規定されているそれぞれの防衛線の役割について図表5にまとめているので態勢整備のための参考とされたい。

## （2）グループベースの管理態勢

2016年に改正された犯収法では明確に規定されていないが、FATF勧告では海外拠点（海外支店・現地法人）及び本邦内の金融グループ（銀行以外の証券、信託、貸金業者、カード会社などの犯収法上の特定事業者も含めて）についてもグループベースで統一的なAML／CFE態勢を構築しておくことが求められている。

特に海外拠点の場合は、それぞれの所在国の地理的・政治的その他の環境等が異なるが、こうした違いを踏まえた上でグループとして一貫性のある態勢構築が必要であろう。

リスクアセスメントや「リスク評価書」について、可能な限り統一的に実施・作成することで、グループとしてのリスクの特定・評価、低減措置が整合性のとれたものとなり、管理面でも有用となろう。

なお、顧客情報のクロスボーダーでの情報交換や他法人との情報共有などは制限されている場合もあるが、疑わしい取引の傾向や分析にはこれらの情報共有は有益なものと考えられる。なお、グループベースでの管理態勢に関しては、

■図表6 グループ全体でのAML／CFT態勢（BCBSガイドラインの要約）

グループ全体に統一的に適用され監督されるグループ共通のAML／CFT方針および手続を策定
<b>1. 顧客リスク管理に関する世界共通のプロセス</b> 方針及び手続をグループ全体として策定（国・地域を問わず一貫した包括的な基準を適用し、グループ全体のリスクを特定・監視・軽減できるよう設計）
<b>2. リスク評価と管理</b> グループ全体に存在する顧客のリスクを十分把握し、グループに存在するリスクの水準および性質に応じて定期的にそれらリスクを見直す（顧客リスク評価は、グループ共通の内容か、少なくとも、グループ全体のリスク評価に矛盾しない内容）
<b>3. 連結ベースのAML／CFT方針および手続</b> 顧客受入れ、顧客確認、記録保管に関する方針及び手続は、組織全体に統一的に適用・実施し、事業部門・営業地域に応じて生じるリスクの相違は必要に応じて調整、その法域及び銀行に存在するリスクに見合った有効なモニタリング方針及び手続の策定・維持
<b>4. グループ全体での情報共有</b> グループのAML／CFT管理部門は、支店及び子会社から報告された行為がもたらす潜在リスクを評価するほか、必要な場合は、特定の顧客または顧客区分がもたらすグループ全体のリスクを分析 ▶高リスク、または疑わしい行為に関係しているとされた口座取引（国・地域を問わない）を管理する方針および手続も策定 ▶①顧客リスクの管理、リスク評価、ML／TFリスクの管理に関する世界共通のプロセス、②連結ベースでのAML／CFT方針及び手続、③グループ全体での情報共有体制について、必要に応じて監督機関に報告
<b>5. 総合金融グループ</b> 各グループは、複数の業態から顧客に商品及びサービスを組合せ販売（クロスセル）する際、そうした相違に注意し、該当する業態に対する適切なAML／CFT要件を適用

BCBSガイドラインに詳細が記述されているので、図表6を参考とされたい。

### （3）職員の確保・育成等

中小金融機関においては、AML／CFT対策の専門性を有する職員の確保・育成は課題となっていると考えられる。

特にG-SIBsにおいては、AML／CFT対策の担当部署の職員は、米国の資格である「公認マネー・ローンダリング・スペシャリスト」の資格を有している者がほとんどであり、異動によりAML／CFT担当部署への配置は有資格者のみとされたり、一定期間で資格を取得することが条件となっているケースもある。また、有資格者は給与面でインセンティブを与えられているケースもあり、こうした制度も参考にしつつ、職員の確保・育成を検討していくことが必要であろう。

AML／CFT関連の研修についても、様々なコース（全職員、役員や部店

長、各部店のコンプライアンス担当者、特定の業務（預金や海外送金など）担当者、新規採用者）を設けて実施しているケースや、グループ全体の研修として金融グループ各社の役員や部長を対象に統一的な研修を行う場合もみられる。

## 4 金融機関に求められる5つのアクション

### (1) 有効性ある対策のための情報収集

リスクベースによる有効性のあるAML／CF T対策を実施していくためには、取引等の適切性をより正確に判断するための顧客や取引情報をどこまで深く入手・確認するかがポイントであろう。

犯収法令で求められている取引時確認事項やリスクが高い場合の確認事項は限定的であり、顧客や取引のリスク評価や高リスクの場合の取引を行うか否かの判断を適切に行うためには、法令に明記されていない情報を入手・評価・判断していくことも必要になってこよう。

顧客層や個々の取引リスクの状況に応じて、各々の金融機関がどのような状況でどのような情報を入手・確認・判断していくのかについて、よりきめ細かくルール化していくことが重要であろう。

「2.（3）来日外国人」の項目で例示しているように、口座開設時・継続時・取引終了時までの管理を強化することや海外送金の取扱いの有無や送金先・送金元、送金パターンなど、顧客のリスク評価、取引モニタリングや疑わしい取引の判断に必要な様々な顧客・取引情報を入手・確認しておくことが有効性のあるAML／CF T対策にとって必要であろう。

### (2) コンプライアンスからリスク管理

こうした観点からは、AML／CF T対策はFATF勧告やそれをベースにした犯収法に規定されているルールを遵守するというコンプライアンスの観点から、ML／TFに関係する取引を金融システムから排除するという最終目標を達成するためのリスク管理を強化・徹底するという観点にシフトしていかざるを得ないと考えられる。

これらの対策について、各々の金融機関が法令で求められている以上の対応



まで相違工夫をしながら対処していくという段階になってきていることを認識する必要がある。

### **(3) 過剰な取引排除の回避**

ただ、各々の金融機関の顧客や取引のうち、リスクの高い顧客や取引は全体のごく一部であり、また高リスク取引の中でも実際にML／TFにつながる取引はさらに限定されることは認識しておく必要がある。

その観点からは、本ガイドラインにも示されているように、リスクがあるからといって合理的な理由なく正常な取引も含めて過剰に取引を謝絶することは避けることが求められている。

金融機関のAML／CFT対策は膨大な顧客・取引の中からリスクのあるものを抽出・精査して、その中にある実際のML／TFに関係する取引を金融システムから排除することが最終目標であり、FATF勧告や犯収法・外為法はそうした取引を抽出・検知して、確認・判断を行うためのプロセス・手続を当然実施していくべき事項（ミニマム・スタンダード）として規定しているものである。

リスクベース・アプローチはまさにそのための効果的・効率的な手法であり、その精度を高めるために、よりきめ細かな対応が求められてきているということであろう。

### **(4) 金融機関の対応に対する利用者（顧客）の理解**

実効性のあるAML／CFT対策を講じるためには、リスクベースによる対応が不可欠であり、その精度を上げるためには、顧客や取引情報の更なる入手や追加的な確認を行う必要があるが（法令で規定されている以上の対応も必要）、第一線の営業店においては、これまで以上に顧客に確認・照会を求める機会は増加する可能性がある。

他方、顧客側においても金融機関との取引に際し、法令で定められている事項に加えて、状況によっては収入・資産の状況や取引のエビデンスまで求められる場合もあり得ることを理解する必要がある。

これまで金融機関は、相当な事由がない限り取引を謝絶したり、詳細な内容

を照会することはあまりなされてこなかったところ、金融機関が顧客に様々な確認を求め、その情報を基に取引に応じるか否かを判断していく段階にきているのではないだろうか。

そのため、本ガイドラインにおいても、金融機関や業界団体等は、利用者（顧客）に対してAML／CF T対策の重要性や方針・手続等について、幅広く理解を得ていくことが必要である旨示されていると考えられよう。

## （5）経営陣のリーダーシップ

本ガイドラインにおいては、「経営陣がML／TFリスクを適切に理解した上で、AML／CF T対策に関する意識を高め、トップダウンによって組織横断的に対応の高度化を推進していくことが重要である」こと、同時に「経営陣が主体的かつ積極的AML／CF T対策に関与することが不可欠である」ことも示されている。

金融機関トップも含めた経営陣のAML／CF Tに関する研修の定期的な実施やAML／CF TポリシーのWEB上への掲載（和文・英文）などは未だ少数の金融機関でしか対応されていないが、強固なAML／CF T態勢を構築するためには、最終的には、各々の金融機関の経営陣のリーダーシップ如何にかかっており、職員の人事・報酬制度等の検討も含めて今後の取組みが期待されるものであろう。

また、そうした態勢を構築するために経営資源の確保や人材の育成、投資を行うためにも経営陣のリーダーシップが重要である。

今般の金融庁ガイドラインの作成・公表・施行は、本邦当局がFATF第4次対日審査に向けて、早急に金融機関のAML／CF T態勢の一層の強化を図ることが極めて重要と認識しているからであろう。

また、本ガイドラインでは、「金融庁によるモニタリング」及び「官民連携・関係当局との連携等」の項目において、当局の金融機関等に対するリスクベース・アプローチに基づくモニタリングの実施や海外送金等の業務に係る財務省の外為法等に基づく外為検査との連携等によるモニタリングの実施についても記述されており、当局によるモニタリングは一層の強化が予想される。このような状況下、金融機関においては、本ガイドラインをベースとしたAML／C

F T態勢の現状分析（ギャップ分析）及び改善が必要な事項等について、まずは担当部署だけではなく経営陣も含めて認識・理解を図っていくことが必要であり、態勢強化に向けた一層の努力が期待される場所である。

（和家泰彦／E Yアドバイザー・アンド・コンサルティング株式会社 エグゼクティブディレクター）

〈参考文献〉

- ・ 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（2018年2月6日）
- ・ バーゼル銀行監督委員会「資金洗浄及びテロ資金供与に関するリスクの適切な管理」（2014年1月）
- ・ 米国ニューヨーク州金融サービス局「取引モニタリング／フィルタリング要件に関する規則」（2016年6月30日）

（2018年3月5日）